

## 議案第29号

### つくば市スポーツ推進審議会条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年 2 月 22 日

つくば市長 市 原 健 一

### つくば市スポーツ推進審議会条例

つくば市スポーツ振興審議会条例（平成3年つくば市条例第28号）の全部を改正する。

#### （設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、つくば市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第2条 審議会は、スポーツの推進に関する事項について市長の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し市長に建議する。

#### （組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(3) スポーツ団体の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があるときは、議事に関する市の職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旧スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により任命されたつくば市スポーツ振興審議会（以下この項において

「旧審議会」という。)の委員であった者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前のつくば市スポーツ振興審議会条例（次項において「改正前の条例」という。）第4条第1項に規定する会長の職にあった者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定により会長として選任されたとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第3項に規定する会長があらかじめ指定した委員であった者は、この条例の施行の日に、第5条第3項に規定する会長があらかじめ指定する委員として指定されたものとみなす。

（つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表スポーツ振興審議会の委員の項中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。